

福生市第3期特定健康診査等実施計画

【概要版】

1 計画策定の趣旨

国は、昭和36年の国民皆保険による「医療」、昭和53年からの「国民健康づくり対策」を経て、平成20年4月から医療保険者に対し、糖尿病等の生活習慣病を「予防」することに着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施を義務付けました。

このことを受け、福生市では第1期及び第2期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査等の事業を実施してきました。第2期特定健康診査等実施計画が平成29年度をもって終了することから、第2期特定健康診査等実施計画の結果を振り返り、被保険者の健康の維持・改善、医療費の適正化へ向けて特定健康診査及び特定保健指導をより効果的に実施するため、第3期特定健康診査等実施計画を策定します。

2 計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づく計画で、「福生市総合計画（第4期）」の施策である「保健医療体制の充実と健康づくりの推進」を支える計画として位置付けます。

また、「福生市国民健康保険データヘルス計画」、「健康ふっさ21（第2次）」をはじめとした、関連する他の計画と整合性を図ります。

3 計画の期間

第3期特定健康診査等実施計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。

4 計画の対象者

福生市国民健康保険に加入している40歳から74歳の者を対象とします。

5 第2期計画の結果

■特定健康診査の受診率

第2期特定健康診査等実施計画の目標値は、いずれの年度も達成することはできませんでしたが、第1期特定健康診査等実施計画期間よりも着実に受診率は上がっています。

特定健康診査	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	11,384人	11,233人	10,950人	10,475人
受診者数	5,265人	5,247人	5,209人	4,998人
受診率	46.2%	46.7%	47.6%	47.7%
目標値	49.0%	52.0%	55.0%	58.0%

特定健康診査実施結果法定報告数値

■特定保健指導の実施率

第2期特定健康診査等実施計画の目標値は、いずれの年度も達成することはできず、目標値からは程遠い実施率となりました。

特定保健指導	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	577人	589人	598人	585人
終了者数	56人	78人	83人	69人
実施率	9.7%	13.2%	13.9%	11.8%
目標値	25.0%	35.0%	45.0%	55.0%

特定保健指導実施結果法定報告数値

6 第3期計画の目標

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率目標値

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査 目標受診率	48.0%	50.0%	52.0%	54.0%	57.0%	60.0%
特定保健指導 目標実施率	20.0%	30.0%	40.0%	50.0%	55.0%	60.0%
特定保健指導 対象者の割合 の減少率	10.0%	13.0%	16.0%	19.0%	22.0%	25.0%

7 特定健康診査の実施

■実施場所 福生市内の各指定医療機関

■実施項目

基本的な健診項目

問診	食事、運動習慣、服薬歴、喫煙歴など
理学的検査	身体診察
身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
血圧測定	拡張期血圧、収縮期血圧
肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP
血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール
血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c検査
尿検査	尿糖、尿蛋白

詳細な健診項目

貧血検査	基準に該当し、医師が必要と判断したときに実施
心電図検査	
眼底検査	
血清クレアチニン検査	

■実施期間 6月～10月に実施

■費用負担額 無し（全額公費負担）

■周知・案内方法

特定健康診査の実施について福生市の広報、ホームページ、情報メールを通じて周知を行います。また、特定健康診査対象者に、実施期間前に受診券および受診医療機関一覧等が掲載された特定健康診査のパンフレットを郵送で送付します。

■受診率向上対策

特定健康診査未受診者へ過去の受診回数やアンケート結果による未受診理由を考慮したより効果的な受診勧奨通知を行います。また、電話による受診勧奨を実施し、その際、事業の案内や特定健康診査の重要性について伝えることで継続受診を働きかけます。さらに、医療機関受診時に、かかりつけ医等による特定健康診査の受診勧奨を行います。

また、今後、特定健康診査の受診状況や未受診理由などについて分析を行い、特定健康診査に対する市民意識を把握し、受診率向上対策に反映します。

8 特定保健指導の実施

■特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果、腹囲もしくはBMIの値、および血糖、脂質、血圧の値が次の基準値を上回っているものを特定保健指導の対象者とします。

特定保健指導該当基準

①血糖	空腹時血糖 100mg/dl 以上、HbA1c5.6%以上または随時血糖 100mg/dl 以上
②脂質	中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満
③血圧	収縮期 130mmHg 以上、または拡張期 85mmHg 以上

特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象	
	①血糖②脂質③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥ 85 cm(男性) ≥ 90 cm(女性)	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	有 無		
上記以外で BMI ≥ 25	3 つ該当	有	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	無		
	1 つ該当	/		

■実施場所 福生市内公共施設等

■実施内容 **積極的支援** 専門職による初回面接を実施し、生活習慣改善の行動計画を作成します。その後、電話等で継続的な支援を行い、初回面接から3か月以上経過後に実績評価を行います。

動機付け支援 専門職による初回面接を実施し、生活習慣改善の行動計画を作成します。原則、面接による1回の支援とし、初回面接から3か月以上経過後に実績評価を行います。

■実施時期 実施年度の11月から翌年度の9月の間に実施

■費用負担額 無し（全額公費負担）

■周知・案内方法

特定健康診査の結果、特定保健指導に該当した対象者に特定保健指導の案内を送付し受診勧奨を実施します。

■実施率向上対策

特定健康診査の結果説明時に、医師等が特定保健指導の必要性を説明し、特定保健指導の受診勧奨を行います。

また、第3期特定健康診査等実施計画期間で認められた特定保健指導の運用を弾力的に取り入れるほか、実施場所や実施回数の見直しを行い、特定保健指導を受けやすい体制づくりに努めます。